

改正

昭和43年7月17日規則第20号

平成元年3月23日規則第7号

平成11年3月31日規則第19号

平成14年1月25日規則第1号

平成17年7月26日規則第34号

令和4年9月30日規則第43号

木更津市火葬場条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、木更津市火葬場条例（昭和42年木更津市条例第17号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第2条 条例第6条第5号に規定する管理運営上必要と認める業務は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、必要に応じて入場を拒否し、又は退場を命ずることとする。

- (1) 定められた場所以外で喫煙し、又は火気を使用する者
- (2) 火葬場内において正当な理由がなく銃器、凶器、爆発物その他危険物類を所有している者又は火葬場内にこれらを持ち込もうとする者
- (3) 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）が立入りを禁止した区域に立ち入っている者又は立ち入ろうとする者
- (4) 許可なく火葬場の施設を使用する者
- (5) 許可なく宣伝、契約の勧誘、物品の販売、寄附の募集その他これらに類する行為をする者

(使用許可の申請)

第3条 条例第8条の規定による申請は、火葬場使用許可申請書（別記第1号様式、第2号様式又は第3号様式）によるものとする。

(使用許可証)

第4条 条例第8条の規定による使用の許可は、火葬場使用許可証（別記第4号様式、第5号様式）によるものとする。

式又は第6号様式)を交付して行うものとする。

(使用料の納入)

第5条 条例第10条に規定する使用料の納入は、前条の規定による使用許可証の交付を受けたときとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第6条 条例第11条の規定による使用料(お別れ室及び霊安室を除く。)の減額又は免除は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号)第7条第1項の規定による火葬を行う市町村長 免除
- (2) 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第9条第1項の規定により火葬を行う市町村長 免除
- (3) 災害その他特別の理由があると市長が認める者 減額又は免除

2 条例第11条の規定による使用料の減額又は免除を受けようとする者は、火葬場使用料減免申請書(別記第7号様式、第8号様式又は第9号様式)に、その減額又は免除を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があつたときは、その可否を決定し、火葬場使用料減免決定(却下)通知書(別記第10号様式、第11号様式又は第12号様式)により当該申請を行った者に通知するものとする

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、火葬場の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和42年10月16日から施行する。

附 則(昭和43年7月17日規則第20号)

この規則は、昭和43年8月1日から施行する。

附 則(平成元年3月23日規則第7号)

1 この規則は、平成元年4月1日から施行する。

(経過規定)

2 この規則の施行の際、現に旧規則の規定に基づいて許可されている使用許可証は、この規則の相当規定に基づいて許可されたものとみなす。

附 則（平成11年3月31日規則第19号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則施行の際、既に作成された書類を現に使用しているものは、なお当分の間、必要な修正をして使用することができる。

附 則（平成14年1月25日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年7月26日規則第34号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（木更津市火葬費助成金交付規則の一部改正）

- 2 木更津市火葬費助成金交付規則（平成14年木更津市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「木更津市火葬場条例施行規則（昭和42年木更津市規則第29号）第5条」を「木更津市火葬場条例（昭和42年木更津市条例第17号）第3条」に改める。

附 則（令和4年9月30日規則第43号）

この規則は、令和4年12月1日から施行する。ただし、第5条にただし書を加える改正規定については、令和4年11月1日から施行する。

別記

第1号様式（第3条）

火葬場使用許可申請書

年 月 日

死亡者の氏名						
死亡者の出生年月日						
死亡年月日時						
死亡者の性別						
死亡者の本籍						
死亡者の住所						
死亡の場所						
死因						
火葬炉使用日時						
火葬の場所						
霊安室						
お別れ室						
使用料	火葬料		霊安室	日間	お別れ室	時間
		円		円		円
申請者 氏名						
住所						
続柄						
指定管理者 様						
上記のとおり申請します。						



第3号様式（第3条）

火葬場使用許可申請書

年 月 日

※氏名						
※出生年月日						
※手術年月日						
※性別						
※本籍						
※住所						
※手術の場所						
火葬炉使用日時						
火葬の場所						
霊安室						
お別れ室						
使用料	火葬料	身体の一部等	霊安室	日間	お別れ室	時間
		円		円		円
<p style="text-align: center;">申請者 氏名</p> <p style="text-align: center;">住所</p> <p style="text-align: center;">続柄</p> <p>指定管理者 様</p> <p>上記のとおり申請します。</p>						

備考 ※印の氏名、出生年月日、手術年月日、性別、本籍、住所及び手術の場所については、  
身体の一部等を失った者について記入してください。

第4号様式（第4条）

火葬場使用許可証

年 月 日

死亡者の氏名	
死亡者の出生年月日	
死亡年月日時	
死亡者の性別	
死亡者の本籍	
死亡者の住所	
死亡の場所	
死因	
火葬炉使用日時	
火葬の場所	
霊安室	
お別れ室	
<p>申請者 氏名</p> <p>住所</p> <p>続柄</p> <p>指定管理者</p> <p>上記のとおり許可します。</p>	

第5号様式（第4条）

火葬場使用許可証

年 月 日

父母の氏名	父（ 母（
分べん年月日時	妊娠月数又は週数（
性別	
父母の本籍	
父母の住所	
分べんの場所	
火葬炉使用日時	
火葬の場所	
霊安室	
お別れ室	
<p style="text-align: center;">申請者 氏名</p> <p style="text-align: center;">住所</p> <p style="text-align: center;">続柄</p> <p style="text-align: right;">指定管理者</p> <p>上記のとおり許可します。</p>	

第6号様式（第4条）

火葬場使用許可証

年 月 日

氏名	
出生年月日	
手術年月日	
性別	
本籍	
住所	
手術の場所	
火葬炉使用日時	
火葬の場所	
霊安室	
お別れ室	
<p style="text-align: center;">申請者 氏名</p> <p style="text-align: center;">住所</p> <p style="text-align: center;">続柄</p> <p style="text-align: right;">指定管理者</p> <p>上記のとおり許可します。</p>	

第7号様式（第6条第2項）

火葬場使用料減免申請書

年 月 日

木更津市長 様

申請者 住所

氏名

電話番号

木更津市火葬場条例施行規則第6条第2項の規定により次のとおり申請します。

死亡者	住所	
	氏名	
	出生年月日	
火葬執行予定日		
減額又は免除を受けようとする金額		円
申請理由		

備考 この申請書に、理由を証明する書類を添付してください。

第8号様式（第6条第2項）

火葬場使用料減免申請書

年 月 日

木更津市長 様

申請者 住所

氏名

電話番号

木更津市火葬場条例施行規則第6条第2項の規定により次のとおり申請します。

父母	住所	
	氏名	
火葬執行予定日		
減額又は免除を受けようとする金額		円
申請理由		

備考 この申請書に、理由を証明する書類を添付してください。

第9号様式（第6条第2項）

火葬場使用料減免申請書

年 月 日

木更津市長 様

申請者 住所

氏名

電話番号

木更津市火葬場条例施行規則第6条第2項の規定により次のとおり申請します。

身体の一部 等を失った 者	住所	
	氏名	
	出生年月日	
火葬執行予定日		
減額又は免除を受けようとする金額		円
申請理由		

備考 この申請書に、理由を証明する書類を添付してください。

第10号様式（第6条第3項）

火葬場使用料減免決定（却下）通知書

第 号  
年 月 日

様

木更津市長

年 月 日付けで申請のあった木更津市火葬場の使用料の減額又は免除については、次のとおり減額又は免除（却下）することと決定したので通知します。

死亡者	住所	
	氏名	
	出生年月日	
火葬執行予定日		
決定区分	(1) 承認	(2) 却下
条例第10条に規定する火葬場使用料の額		円
減額又は免除する額 (却下の場合は、その理由)		

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、木更津市を被告（訴訟において被告の木更津市を代表する者は、市長となります。）として提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 1 1 号様式（第 6 条第 3 項）

火葬場使用料減免決定（却下）通知書

第 号  
年 月 日

様

木更津市長

年 月 日付けで申請のあった木更津市火葬場の使用料の減額又は免除については、次のとおり減額又は免除（却下）することと決定したので通知します。

父母	住所	
	氏名	
火葬執行予定日		
決定区分	(1) 承認	(2) 却下
条例第 1 0 条に規定する 火葬場使用料の額		円
減額又は免除する額 (却下の場合は、その理由)		

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、この処分の日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、木更津市を被告（訴訟において被告の木更津市を代表する者は、市長となります。）として提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、この処分の日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第12号様式（第6条第3項）

火葬場使用料減免決定（却下）通知書

第 号  
年 月 日

様

木更津市長

年 月 日付けで申請のあった木更津市火葬場の使用料の減額又は免除については、次のとおり減額又は免除（却下）することと決定したので通知します。

身体の一部等を失った者	住所	
	氏名	
	出生年月日	
火葬執行予定日		
決定区分	(1) 承認	(2) 却下
条例第10条に規定する火葬場使用料の額		円
減額又は免除する額 (却下の場合は、その理由)		

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、木更津市を被告（訴訟において被告の木更津市を代表する者は、市長となります。）として提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。